



## 第43回 危険業務従事者叙勲 瑞宝単光章（消防功労）

元・川崎市消防司令長  
松井 郭さん(69歳、中津)

※受章日現在の年齢を記載しています。

元・川崎市消防司令長の松井 郭さんが、瑞宝単光章の栄に輝きました。松井さんは、昭和54年に川崎市に入庁。平成14年から多摩区栗谷出張所長、麻生消防署警防課長統括担当課長、平成28年から消防司令長を務められました。

また、退職後には一般社団法人 日本防火・危機管理促進協会に勤務され、火災予防を啓発する冊子やDVDなどの作成業務にあたるなど、43年の長きにわたり消防業務に尽力されました。

受章にあたり松井さんは、「今までの人生で培った経験を活かし、今後は愛川町の地域活動などに貢献していきたいです」と話されました。



松井さん

## 県選挙管理委員会 表彰を受賞

問 選挙管理委員会事務局  
☎(内線)3171

町選挙管理委員会の委員として長年に渡り公正な選挙の執行に貢献した功績がたたえられ、佐藤憲司さん(半原)が表彰されました。



佐藤さん

## 交通事故のない安全な町を目指して 愛川町交通安全推進大会を開催

問 住民協働課 交通防犯班  
☎(内線)3245

交通事故の撲滅を願い、11月24日、文化会館で「令和6年度愛川町交通安全推進大会」を開催し、交通安全に功績のあった皆さんへの表彰や、交通安全作文の朗読が行われました。

### 表彰された皆さん

#### 町交通安全対策協議会会長表彰

##### 交通安全作文最優秀賞

四宮沙紀さん(中津第二小5年) 和田百恵さん(愛川東中1年)

##### 交通安全作文優秀賞

寺尾明夏さん(中津小2年) 鈴木愛望さん(菅原小4年)  
河野葉琉さん(中津小5年) 富沢公美さん(愛川中3年)

#### 町交通安全対策協議会会長・厚木警察署長連名表彰

##### セーフティ・ドライブ・コンテスト

優秀賞行政区 大塚区 二井坂区 原白区  
努力賞行政区 川北区

#### 厚木警察署長表彰

交通安全功労者 齊藤宗宏さん(角田)

#### 厚木警察署長・厚木警察署管内 交通安全協会会長連名表彰

##### 交通安全功労者

成井一彦さん(角田) 落合 登さん(中津)

#### 厚木警察署管内交通安全協会会長表彰

##### 交通安全功労者

狩野一志さん(半原) 足立原隆之さん(八菅山)



交通安全作文最優秀賞・優秀賞の皆さんと小野澤町長、横田厚木警察署長、柳川町交通指導隊長

### 受賞が紹介された皆さん

#### 関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会会長 連名表彰

優良運転者 阿部洋一さん(春日台)

#### 県知事表彰

##### 交通安全功労者

杉山利弥さん(半原) 濱島勝美さん(中津)

#### 県警察本部長・県交通安全協会会長 連名表彰(交通栄誉賞「緑十字銅章」)

交通安全功労者 田中義太郎さん(角田)

優良運転者 綱島一郎さん(半原)

#### 県交通安全協会会長表彰

交通安全功労者 近藤 寿さん(中津)

# 町の水道水は安全でおいしい

問 水道事業所 業務班  
☎(内線)3487

町営水道では、稼働中のすべての浄水場で水質検査を実施しており、発がん性の恐れが指摘される有機フッ素化合物(PFOSおよびPFOA)について、国が定める暫定目標値(50ng/L)に対し、**不検出**となっています。また、県営水道においても、いずれの検査地点でも**不検出**となっております。今後も、定期的に監視を続けていきますので、安心してご利用ください。



町ホームページ  
「水道水における有機フッ素化合物  
(PFOS及びPFOA)について」

## 水道も冬支度を!

寒い季節を迎えると水道管が凍結することがあります。屋外の露出した水道管や蛇口周りに、保温材や古い毛布を巻くなど防寒対策をお願いします。凍ってしまったときは、自然解凍を待つか、布などを巻きつけたうえでぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけると管が破損する恐れがあります。また、長期間留守にされる場合は水道メーターのバルブの閉栓をおすすめします。凍結により破損してしまった場合は、給水工事指定店にご連絡ください。給水工事指定店は町ホームページでご確認いただくか、水道事業所へお問い合わせください。

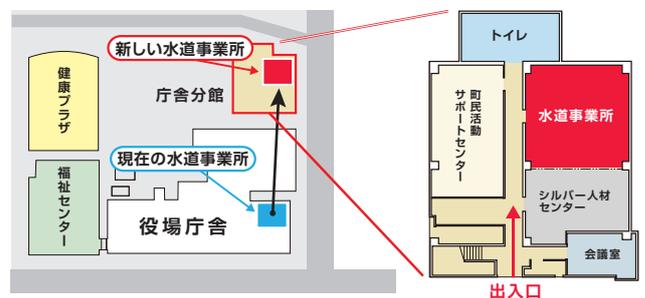


町ホームページ  
「水道の工事について  
(指定給水工事店一覧表)」



## 水道事業所が移転します

高齢介護課フロアのリニューアルに伴い、水道事業所は役場庁舎1階から庁舎分館1階に移転します。1月6日(月)から、水道事業所にご用の方は庁舎分館へお越しください。



## 法務大臣から 人権擁護委員に3人の方が委嘱されました

問 住民協働課 協働推進班 ☎(内線)3243

偏見や差別、いじめなどの悩みに関する人権相談に応じる人権擁護委員に、引木和子さん(再任)、中村 功さん(再任)、野口博史さん(再任)が1月1日付で法務大臣から委嘱されました。町には、人権擁護委員が5人います。人権相談のほか、人権への理解を深めるため啓発活動を行っています。

### 町の人権擁護委員

- 大貫昭子さん(半原)
- 野口博史さん(田代)
- 引木和子さん(中津)
- 大矢直和さん(角田)
- 中村 功さん(中津)



引木さん



中村さん



野口さん

## 子育て施策を推進するための計画(案)へ ご意見をお寄せください

問 子育て支援課 子ども福祉班  
☎(内線)3362

FAX 046(285)6010

✉ kosodate-shien  
@town.aikawa.kanagawa.jp

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上、また、子ども・若者が、みんなに愛され健やかに自分らしく成長できるまちづくりを推進するため、「あいかわ子ども・子育てプラン(第3期)」の計画を策定しています。

この計画(案)について、町民皆さんからのご意見(パブリック・コメント)を募集します。

### ● 計画案の閲覧場所

役場1階 町政情報コーナー、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページ

### ● 募集期間(閲覧期間) 1月20日(月)~2月10日(月)

### ● 提出方法

閲覧場所に備え付けてある所定の用紙に必要事項を記入し、子育て支援課へ提出(郵送・ファクス・電子メールも可)してください。

# 審議会などの委員を募集します

問 表内の問い合わせ欄をご覧ください

町民皆さんの声をまちづくりに生かすため、各種の審議会などの委員を次のとおり募集します。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

## ● 応募資格 次の要件をすべて満たす方

- 町内在住または在勤・在学の方や、町内に事務所・事業所をお持ちの方などで、原則として平日の日中の会議に出席できる方
- 他の審議会などの公募委員でない方
- 町職員および町議会議員でない方

## ● 応募期限 2月3日(月)

## ● 報酬 会議1回につき8,000円

## ● 応募方法

「審議会等委員応募申込書」に必要事項を記入し、各担当課へ提出してください。郵便・ファクス・電子メールでも受け付けます。応募申込書は、役場1階町政情報コーナー、各担当課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで配布しています。

町ホームページ  
「審議会等委員応募申込書の様式」



## 委員を募集する審議会など

福祉のまちづくり推進協議会			
主な設置目的	町地域福祉計画・地域福祉活動計画、障がい者計画、障がい福祉計画などの推進について、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	6月1日～令和9年5月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3352 FAX046(285)6010 ✉fukushi-shien@town.aikawa.kanagawa.jp		

子ども・子育て会議			
主な設置目的	子ども・子育て支援に関する施策の推進について、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和9年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3362 FAX046(285)6010 ✉kosodate-shien@town.aikawa.kanagawa.jp		

健康プラン推進委員会			
主な設置目的	健康増進法に基づく健康増進計画の推進などについて、調査・審議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	1回程度
任期	4月1日～令和9年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	健康推進課 健康づくり班 ☎(内線)3346 FAX046(285)8566 ✉kenko-suishin@town.aikawa.kanagawa.jp		

国民健康保険運営協議会			
主な設置目的	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営についての重要事項を審議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和10年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3377 FAX046(285)6010 ✉kokuho@town.aikawa.kanagawa.jp		

環境審議会			
主な設置目的	環境基本法の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項などについて、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	1回程度
任期	4月1日～令和9年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	環境課 環境対策班 ☎(内線)3512 FAX046(286)5021 ✉kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp		

廃棄物対策審議会			
主な設置目的	廃棄物の減量および適正な処理に関する事項について、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和9年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	環境課 廃棄物対策班 ☎(内線)3513 FAX046(286)5021 ✉kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp		

まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会			
主な設置目的	町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進などについて、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	1回程度
任期	4月1日～令和9年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	政策秘書課 企画政策班 ☎(内線)3217 FAX046(286)5021 ✉seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp		



# 厚木税務署からのお知らせ 令和6年分の確定申告は スマホとマイナポータル連携でさらに便利に!

問 厚木税務署 ☎ 046(221)3261



- ・医療費の領収書などの収集や集計が不要
- ・作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ・確定申告書の該当項目へ自動入力
- ・書類の管理や保管が不要

## 確定申告はスマホで簡単に

- STEP 1** 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- STEP 2** 提出方法「マイナンバーカード方式」を選択し、マイナンバーカードをスマホで読み取り
- STEP 3** 画面の案内に従って、収入・控除などに関する情報を入力
- STEP 4** マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出

## 国税庁 確定申告書等作成コーナー



- スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動で入力
- 青色申告決算書や収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

国税庁 e-Taxキャラクター イータ君 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」



## 税理士無料申告相談 ～申告書を作成できます～

1月29日(水)～31日(金)

受け付け:午前9時～午後3時

(相談は午前9時30分～午後4時)

### 文化会館3階 大会議室

※厚木市文化会館でも、2月6日(木)～7日(金)に開催します。

以下の申告を対象とした、税理士による無料申告相談です。

(土地、建物および株式等譲渡所得や先物取引、住宅借入金等特別控除初年度、贈与税・相続税の申告や相談などがある方を除く。)

- 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分(前々年)の所得金額が300万円以下の方の所得税と個人消費税
- 年金受給者・給与所得者の所得税

### 1月9日(木)から

オンラインによる事前申込を受け付けます

- **申込期限** 愛川会場は1月26日(日)まで  
厚木会場は2月3日(月)まで

詳しくは下記の事前申込サイトをご覧ください。

Web  
事前申込



無料申告  
相談専用  
LINE  
事前申込



- ※ 当日入場整理券(受付時間指定)も午前8時30分から配布しますが、無くなり次第終了となります。
- ※ オンラインによる「事前申込サイト」の操作方法に関するお問い合わせは、☎ 050(1722)2206 へ

## 厚木税務署での申告書作成会場

～原則、スマホとマイナンバーカードによる申告～

2月17日(月)～3月17日(月)

※土、日および祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開場します。

受け付け:午前8時30分～午後4時

(相談は午前9時～午後5時)

### 厚木税務署4階(厚木市水引1-10-7)

※ 駐車場は台数に限りがあります。確定申告期間中、満車の場合の入庫待ちはできません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

- **持ち物** ● 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ● スマートフォン ● マイナンバーカード(発行時に設定したパスワードを、あらかじめご確認ください) など

当日、会場で配布の入場整理券は無くなり次第終了となるほか、長時間お並びいただく場合があります。入場整理券の事前発行申込は、国税庁のLINE公式アカウントからできます。友だち追加していただき、ぜひ、ご利用ください。

LINEの  
友だち追加はこちらから!



## 申告書の提出・納付期限

所得税・贈与税は3月17日(月)、  
個人事業主の消費税は3月31日(月)まで。

## 国税に関するご相談

確定申告期は電話が混み合い、つながりにくい場合がありますので、国税庁ホームページより「タックスアンサー」「チャットボット(ふたば)」をご活用ください。

### ● タックスアンサー

よくある税の質問に対する一般的な回答の検索ができます。



### ● チャットボット(ふたば)

質問を入力・選択すると、AIを活用した「税務職員ふたば」がチャットでお答えします。

国税庁ホームページ  
「税について調べる」

## 簡単・便利な国税のキャッシュレス納付

ダイレクト納付、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付または振替納税をぜひ、ご利用ください。

# 所得税の確定申告・町県民税の申告相談会は、事前予約制に変わります

問 税務課 町民税班 ☎(内線)3272

●期間 2月17日(月)～3月17日(月)の平日

●時間 午前9時～正午、午後1時～4時

●場所 役場4階 談話室

## ●相談できる申告

- 収入が給与、公的年金、個人年金の申告
- 医療費(ご自身で作成した「医療費控除の明細書」が必要)、親族の扶養、社会保険料、生命保険料、地震保険料・寄付金の控除に関する申告

●予約方法 往復はがき(申告者1人につき、はがき1枚)

※電話での予約はできません。また、日時指定や日程変更はできません。

① 往信の文面に申告者の郵便番号・住所・氏名とふりがな・生年月日・電話番号・都合の悪い日を明記。

返信の宛名面に返信先住所・氏名を記入し、下記へ郵送。

〒243-0392

愛川町角田 251-1 愛川町役場 税務課 町民税班

② 2月10日(月)までに届く返信はがきで予約日時を確認。

●受付期間 1月6日(月)～31日(金)(消印有効)

# 償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

問 税務課 資産税班 ☎(内線)3278

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法により毎年1月1日の時点で所有する資産について、その資産が所在する市町村へ申告することになっています。

申告用紙は12月中に発送しています。届いていない方や、町内で新たに事業を始めた方はご連絡ください。

## ●申告対象者

事業(工場、事業所、商店、不動産業など)を営んでいる個人および法人

## ●申告期限・方法

1月31日(金)までに、直接または郵送で税務課へ

※インターネットを使って申告ができるeLTAXが利用できます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



eLTAX 地方税ポータルシステム

## ●主な償却資産

構築物・建物附属設備	プレハブの簡易事務所や物置、資材・ごみ置き場、門、外灯、駐車場舗装、受変電設備、屋外給排水設備など
機械および装置	金属加工設備、食品製造機械、クレーン、印刷機械など
車両および運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車、台車など ※自動車税、軽自動車税の課税対象車両は除く
工具・器具および備品	看板、自動販売機、ルームエアコン、事務机、椅子など

償却資産とは、事業を営んでいる個人・法人が所有する有形の固定資産(土地・家屋以外の構築物、機械装置、工具・器具および備品など)です。

# 2025年 農林業センサスにご協力ください

農林水産省では、「農林業の国勢調査」といわれる「2025年農林業センサス」を実施します。この調査は、農林業の実態を明らかにすることを目的に、5年ごとに実施されているもので、1月中旬頃から、農林業関係者の皆さんのところに調査員がお伺いします。

調査票の内容は、統計法に基づき、統計作成以外の目的に使用することは一切ありませんので、ご協力をお願いします。

問 デジタル推進課 デジタル推進班 ☎(内線)3233



# 20歳になったら国民年金



日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、誰もが国民年金に加入することになっており、20歳になると保険料の納付が始まります。年金制度を正しく理解していただくため、国民年金への疑問にお答えします。

## 国民年金 Q&A

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3379  
厚木年金事務所 ☎046(223)7171

**Q** 20歳になったときの手続きは?

**A** 加入手続きは不要です

20歳になってから、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内」、保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されますので、基本的に手続きは必要ありません。また「基礎年金番号通知書」は別途送付されます。

※ 20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、愛川町役場国保年金課、もしくは厚木年金事務所で加入手続きをしてください。

**Q** 保険料が納められない。どうすればいい?

**A** 保険料の免除・猶予の制度があります

経済的に苦しくて保険料が納められないときのために「保険料免除制度」があります。また、学生には、「学生納付特例制度」、50歳未満の方(平成28年6月以前の申請については30歳未満の方)には、「納付猶予制度」があります。申請し、一定の基準を満たしていれば保険料が免除・猶予されます。

※ 免除・猶予を受けずにそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなってしまう可能性もありますのでご注意ください。

**Q** 保険料を納めるのは何年間?

**A** 60歳までの40年間です

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料がかかり、全ての保険料を納付すると、65歳から満額の老齢基礎年金(令和6年度は年額816,000円)が受けられます。また、老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間、免除・猶予期間、合算対象期間を合わせて最低10年必要です。

**Q** 厚生年金の保険料を納めています。国民年金の保険料も納めるの?

**A** 別途納める必要はありません

厚生年金の加入者を、国民年金の「第2号被保険者」といい、20歳以上60歳未満の加入期間は、国民年金保険料も合わせて納めていることとなりますので、別途納める必要はありません。

また、原則65歳未満の厚生年金や共済組合加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(夫または妻)を、国民年金の「第3号被保険者」といいます。その期間は国民年金保険料を納めた期間に入りますので、個人で納める必要はありません。

**Q** 年金は老後のためだけのもの?

**A** 老後のため「だけ」ではありません

病気やけがで障がいが残ったときに障害基礎年金、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに遺族基礎年金を受けられる場合があります。

### 令和6年度の年金額(年額)

#### ● 障害基礎年金

1級 1,020,000円+子の加算額

2級 816,000円+子の加算額

※ 障害基礎年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。

#### ● 遺族基礎年金(子がある配偶者)

816,000円+子の加算額

## 不要品はリユース(再利用)を検討しましょう

町では、「おいくら」というサービスを運営する株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユース促進の取り組みをしています。令和6年10月末現在で335点の不用品が買取されています。

不要になった物は「おいくら」を通じて、買い取りの査定依頼を出すことができ、出張買い取りでの対応が可能な場合は、自宅から一歩も出ずに売却も可能です。書籍やゲームソフトなどをはじめ、家具や電化製品などの大型製品も対象です。手間や費用をかけて処分する前にリユースを検討しましょう。



町ホームページ  
「粗大ごみ  
(大型粗大ごみ)」



問 環境課 廃棄物対策班  
☎(内線)3513

# 母子・父子・寡婦家庭への 修学資金などの貸し付けについて

問 厚木保健福祉事務所 生活福祉課  
☎046(224)1111 (内線)3248

県では、ひとり親家庭などの生活を支援し、子どもの福祉向上のために、修学資金・就学支度資金の貸し付けを実施しています。

貸し付けにあたっては審査がありますので、早めにご相談ください。なお、相談は合格決定前から受け付けています。

※ 県教育委員会が行う奨学金制度など、同じ趣旨で貸与を受けている場合は、貸し付けを受けることはできません。

## ●修学資金

お子さんが高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院で修学するために必要な資金を貸し付けています。

## ●就学支度資金

お子さんが小・中・高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院への入学に必要な資金を貸し付けています。



## 貸付制度の内容 (貸付額は、下記の限度額以内で必要と認められる額です)

学校の種別	修学資金		就学支度資金	返済回数
	貸付月額	貸付月数	貸付総額	
小学校	—	—	64,300円	20回(10年)
中学校	—	—	81,000円	20回(10年)
高等学校、 専修学校高等課程	公立	27,000円	36ヵ月 150,000円	120回(10年)
	私立	45,000円		
専修学校一般課程	公立	54,000円	24ヵ月	150,000円
	私立			
高等専門学校 かっこ内は 4年生以降の金額	公立	31,500円 (67,500円)	60ヵ月	150,000円
	私立	48,000円 (98,500円)		
短期大学、 専修学校専門課程	公立	67,500円	24ヵ月	410,000円
	私立専門	89,000円		
	私立短大	93,500円		120回(10年)
大学	公立	71,000円	48ヵ月	410,000円
	私立	108,500円		
大学院(修士課程)		132,000円	24ヵ月	(公立) 380,000円
大学院(博士課程)		183,000円	36ヵ月	(私立) 590,000円

# 商工振興資金利子補給補助制度、 信用保証料補助制度について

問 商工観光課 商工労政班  
☎(内線)3524

町内にある中小企業者が次の融資を受けた場合に、償還利子の一部を補助する「商工振興資金利子補給補助金」と、融資を受ける際に支払った信用保証料の一部を補助する「信用保証料補助金」を設けています。

- 補助要件
- 納期の経過した町税を完納していること
  - 町内に1年以上事業所を有し、現に営業している商工業者であること

●申請方法 送付された申請書に必要事項を記入し、金融機関で融資確認を受けた上で、商工観光課へ

●申請期限 2月7日(金)



種類 項目	商工振興資金利子補給補助金	信用保証料補助金
補助対象資金	次の資金を借り入れた場合に、利子の一部を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町中小企業事業資金</li> <li>● 県小規模事業資金</li> <li>● 県小口零細企業保証資金</li> <li>● 県経営安定資金 (神奈川県中小企業制度融資) (実施要領第3項第3号に限る)</li> <li>● 県創業支援融資</li> <li>● 日本政策金融公庫国民生活事業資金</li> </ul>	次の融資を受ける際に支払った信用保証料。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町中小企業事業資金</li> <li>● 県小規模事業資金</li> <li>● 県小口零細企業保証資金</li> <li>● 県経営安定資金 (神奈川県中小企業制度融資) (実施要領第3項第3号に限る)</li> <li>● 県創業支援融資</li> </ul>
補助期間	借入れの月から3年間	
補助率・補助額	1年間に支払った利子の2分の1 (上限100,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町中小企業事業資金を借りた場合は上限30,000円</li> <li>● 県小規模事業資金などを借りた場合は上限15,000円</li> <li>● 県の創業支援融資は上限30,000円</li> </ul>
※ セーフティネット保証制度を利用した融資はこれらの補助の対象とはなりませんので、ご注意ください。		

# 若者たちの音楽祭10を開催しました!!

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3632

12月15日、文化会館ホールで「若者たちの音楽祭10」を開催しました。10回目の節目として、特別にオーバーエイジ枠を設けた今回、当日は約366人の観客が訪れ、高校生5組、40歳までの社会人バンド6組、オーバーエイジ枠3組の14組が出演し、多世代との交流も図りながら、冬の愛川町を盛り上げました!

若者たちの音楽祭の情報は、町ホームページまたは音楽祭実行委員会の公式X (@wkot\_akw)、スポーツ・文化振興課の公式Instagram (spobun\_ka) をご確認ください。

また、若者たちの音楽祭YouTubeチャンネルでは演奏の様子を公開予定です。



X(旧Twitter)



Instagram



町ホームページ  
「若者たちの  
音楽祭10」



圧巻のパフォーマンスで盛り上がる会場

# 七色に変化する折り紙にうっとり! 「折り紙LEDワークショップ」を開催

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3633

国の登録有形文化財である「古民家山十郎」の新しい魅力を創造するため、11月23日・24日に「折り紙LEDワークショップ」を開催しました。町と包括連携協定を締結している神奈川工科大学工学部電気電子情報工学科の三栖貴行先生を講師に迎え、2日間で39人の方が参加し、LED回路づくりを体験。その後、和紙で折った「紙風船」の中にLEDを入れた「折り紙LED」を完成させ、暗くした大広間に飾りました。会場では、地元手芸サークルの協力により手作りの「つるし雛」もLEDでキャンドルライトアップするなど、七色に変化するLEDの光で幻想的な光景に包まれました。



暗がりの中で光る折り紙LED

# 友好都市と文化交流! 愛川町文化協会が立科町文化展へ出展

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3633

町文化協会では、11月1日から3日まで、友好都市・長野県立科町で開催された「第52回立科町文化展」に、加盟団体の「みなかみ短歌会」が作品を出展しました。

同協会は平成16年から、展示部門の加盟団体が文化展に出展するなど、立科町と文化交流を深めており、今回は「みなかみ短歌会」の会員が、日常の出来事や愛川の美しい風景などを詠んだ短歌28首を、色紙や短冊、書などで展示を行い、来場者からは「見ごたえがあり感心しました。ぜひ愛川町に行ってみたい」といった感想がありました。



左から、みなかみ短歌会の今井さんと代表の冨田さん

## 趣味の仲間を増やしてみませんか?

愛川町文化協会では、加盟する11団体の会員を募集しています。加盟団体の情報など、詳しくは町ホームページをご覧ください。「愛川町文化協会」

町ホームページ

